



鳥取県公報

令和3年6月4日(金)
第9306号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可(3件)(331~333)(農地・水保全課) 2
	保安林の指定予定(2件)(334・335)(森林づくり推進課) 2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意(336)(水産課) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(337)(中部総合事務所県民福祉局) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(338)(西部総合事務所県民福祉局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(339)(〃) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正(8) 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可(西部総合事務所農林局) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(3件)(情報政策課) 5
	随意契約の相手方の決定(5件)(〃) 13

告 示

鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を令和3年5月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を令和3年5月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を令和3年5月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第334号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平337の2、339、339の1、340、341の1、342の1、字一ノ谷西平355、356、358の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第335号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町上中谷字へい塔53の1、53の2、56、宇古屋敷下向57、58
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第336号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、田後加入区、赤碕加入区及び境港加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ヘルパーステーションわのわ	倉吉市堺町二丁目239-87	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和3年4月30日

鳥取県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団井上クリニック	井上クリニック	米子市東町138	令和3年5月21日	令和3年5月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団井上クリニック	井上クリニック	米子市東町138	令和3年5月21日	令和3年5月31日	介護予防居宅療養管理指導

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>介護老人保健施設 ウエルケアいなば</u>	鳥取市河原町稲常463	<u>介護老人保健施設 かわはら</u>	鳥取市河原町稲常463
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>湯梨浜はごろも苑 (ユニット型)</u>	<u>東伯郡湯梨浜町上浅津 407</u>	<u>巖城はごろも苑</u>	<u>倉吉市巖城920-1</u>
略		略	
3・4 略		3・4 略	

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏	開発者の	開発行為	開発行為	土地の面積	開発行為の	開発行為の
-------	------	------	------	-------	-------	-------

名又は名称 及び代表者 の氏名	住所又は 主たる事 務所の所 在地	を行う土 地の所在 地	の目的	開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積	工期	許可年月日
株式会社赤 松産業 代表取締役 赤松 敬四 郎	西伯郡大 山町高橋 1406	西伯郡大 山町加茂 地内	公共工事 建設発生 土の受入 及び農地 の造成	4.1271ヘ クタール	3.5080ヘ クタール	3.2941ヘ クタール	令和3年5 月27日から 令和11年5 月26日まで	令和3年5 月27日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

PC内保存領域利用制御ソフトウェアライセンス調達業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月11日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和3年6月4日（金）から同年7月16日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 令和3年6月4日(金)から同年7月16日(金)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 入札説明書別添PC内保存領域利用制御ソフトウェアライセンス調達業務仕様書の内容を全て満たすことができるソフトウェアのライセンスを納入できる者であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札手続等及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年6月4日(金)から同年7月2日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月4日(金)から同年7月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月16日(金)午後3時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日(木)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 令和新時代創造本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件

に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年7月2日(金)午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

1 sets of storage area usage control software license

(2) July 2, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 16, 2021 3:30 PM : Time-limit for submission of tenders

(July 15, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7094

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

庁内LAN認証ライセンス調達業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月11日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和3年6月4日（金）から同年7月16日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和3年6月4日（金）から同年7月16日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札手続等及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年6月4日(金)から同年7月2日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月4日(金)から同年7月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月16日(金)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日(木)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 令和新時代創造本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年7月2日(金)午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

1 sets of Tottori Prefectural Government LAN Authentication License

(2) July 2, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 16, 2021 3:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(July 15, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7094

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 業務の名称及び数量

令和3年度鳥取県庁内LANネットワーク機器賃貸借 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

(5) 納入期限

令和3年10月15日（金）

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃貸借料（保守料等を含む。）の借入期間の1か月当たりの金額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された1か月当たりの金額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月11日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(2)に示した借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課次世代戦略室

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年6月4日（金）から同年7月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月4日（金）から同年7月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月16日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 令和新時代創造本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年7月2日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月当たりの契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products :
1 sets of Tottori Prefectural Government LAN equipment to be leased
- (2) July 2, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 16, 2021 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders
(July 15, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7094

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量 | 令和3年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式 |
| 2 | 契約方式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月26日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド業務実施共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675 |
| 5 | 契約金額 | 73,177,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第
11条第1項第2号) |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------|-------------------------------|
| 1 | 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式 |
| 2 | 契約方式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月26日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契約金額 | 76,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |

- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 127,751,764円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であって、消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 266,677,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和3年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年3月26日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 62,844,210円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |